

「三重県手話言語に関する条例検討会」における調査について

1 県外調査

(1) 派遣目的

三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査を行うため、他県における手話言語条例の制定の経緯及び同条例に基づく施策の実施状況を調査するとともに、同条例の制定に携わった有識者、関係団体の意見を聴取する。

(2) 派遣場所

群馬県、東京都、神奈川県及び鳥取県

(3) 派遣期間

平成 28 年 1 月 20 日から 22 日まで 3 日間

(4) 派遣議員

芳野正英議員、中瀬古初美議員、山内道明議員、岡野恵美議員、倉本崇弘議員、稲森稔尚議員、小島智子議員、田中祐治議員、大久保孝栄議員、稲垣昭義議員、津田健児議員、長田隆尚議員、水谷隆議員

2 県内調査

(1) 派遣目的

三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査を行うため、三重県立聾学校における手話獲得や手話を活用した教育等を調査する。

(2) 派遣場所

三重県立聾学校

(3) 派遣期間

平成 28 年 2 月 16 日 1 日間

(4) 派遣議員

芳野正英議員、中瀬古初美議員、山内道明議員、岡野恵美議員、倉本崇弘議員、稲森稔尚議員、小島智子議員、田中祐治議員、大久保孝栄議員、稲垣昭義議員、津田健児議員、長田隆尚議員、水谷隆議員

議員提出条例に係る申合せ事項

〔平成12年4月19日 代表者会議決定〕

〔沿革〕平成12年6月28日、13年3月21日、19年11月30日改正

この申合せは、①委員会、②三重県議会基本条例第14条に規定する検討会等（以下「検討会」という。）及び③三重県議会基本条例第22条に規定する議会改革推進会議に設置される条例案検討組織（以下「検討組織」という。）が条例案の提出について検討を行う場合において適用する。

一 意見聴取、現地調査等

条例案の提出について検討を行うに当たっては、委員会、検討会及び検討組織（六の2を除き、以下「検討者」という。）は、それぞれ次の方法により意見聴取、現地調査等を行うことができる。

1 委員会

- ①委員派遣による現地調査
- ②執行機関からの意見聴取
- ③参考人招致
- ④公聴会の開催
- ⑤パブリックコメント

2 検討会及び検討組織

- ①議員派遣による現地調査
- ②執行機関からの意見聴取
- ③県民、有識者等からの意見聴取
- ④パブリックコメント

二 執行機関からの意見聴取

- 1 必要に応じ、検討者は、執行機関から意見を聴取することができる。
- 2 執行機関から意見を聴取する場合には、議会担当部局を通じて行うものとする。

三 提出

検討者が条例案を提出するに当たっては、会議規則第11条及び「議案・意見書等の取扱いについての申合せ事項」によるものとする。

四 条例案の説明

- 1 検討会及び検討組織は、条例案を提出するに当たっては、本会議、議会運営委員会、

全員協議会、代表者会議及び付託された委員会において条例案の説明を行うものとする。

- 2 委員会は、条例案を提出するに当たっては、本会議、議会運営委員会及び全員協議会において条例案の説明を行うものとする。ただし、条例案が委員会へ付託された場合においては、付託された委員会においても条例案の説明を行うものとする。

五 委員会付託

- 1 提出された条例案（委員会提出に係る条例案を除く。）は、会議規則第29条第1項の規定により、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に諮って付託を省略することができる。
- 2 委員会提出に係る条例案は、会議規則第29条第2項の規定により、委員会に付託しない。ただし、会議に諮って付託することができる。

六 議会事務局の処理事項

検討者の指示による議会事務局の処理事項は、次のとおりとする。

- 1 検討中の条例に関する諸調査
- 2 委員会、検討会及び検討組織の事務運営
- 3 意見聴取及び現地調査に係る事務
- 4 執行機関との連絡・調整